

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

高率な還付加算金

Q: 当社は、事業年度が1月から12月の12月決算法人です。8月末には中間申告をしなければなりません。当期は前期ほど利益がでない見通しです。そこで、前事業年度の法人税額の1/2の額よりも、半年間で仮決算して計算した中間納付税額の方が少なくて済みますのでどちらの方法にするか検討中です。他に検討材料があったら教えてください。

A: 検討材料としては、還付加算金があります。中間納付税額が確定納付税額よりも多かった場合には、確定申告の際に中間納付税額のうち多かった部分の税額が還付され、合わせて還付加算金を受け取る事になります。

還付加算金の法定利率は、年率7.3%ですので、現在の金融商品に比べてかなり高利率であるといえます。還付加算金の計算の対象となる期間は、期限内に中間申告をした場合には、中間申告の納期限の翌日から還付の支払いの決定日までです。

例えば、事業年度が1月から12月までの12月決算法人の場合、確定申告の際に中間納付税額のうち300万円が還付される事が翌年3月20日に決定したとしますと、その計算対象期間は、9月1日から3月20日の202日となります。還付加算金は $300\text{万円} \times 7.3\% \times 202\text{日} \div 365\text{日} = 121,200\text{円}$ です。

ご相談の場合、還付加算金は金利として有利ですので、ご検討の材料に加えてみてください。

